



ふどり
水土里ネット

広報

No.18

はとまがわ

H15. 4. 1 現在

地区面積

57,116,701㎡

組合員数

4,109名



国営かんがい排水事業施行

南方揚水機場

《昭和43年着工昭和46年完工 総事業費4億4千7百万円》

H15. 4.15発行 迫川沿岸土地改良区総務課

TEL 0220(58)2024(代) FAX 0220(58)2784

URL <http://www.hakuendo.dyndns.org>

E-mail hasama.r@h9.dion.ne.jp

平成15年通常総代会開催

平成15年度各種予算総額

2,408,274,539円

提出23ヶ件原案可決

去る3月6日南方町農村環境改善センターに於いて、平成15年通常総代会が総代現在総数79名中73名の出席を得て開催されました。

まず、上野理事長が「今日来賓としてご臨席を頂いている宮城県迫産業振興事務所と南方町をはじめとする関係町と連携を密に取りながら、補助事業に取り組み、経費の節減と組合員はもとより地域住民の方にもご理解を頂き改良区が抱えている諸問題の解決に力を傾注して行きたい。」と挨拶を述べた。その後、南方町助役星越毅殿、宮城県迫産業振興事務所農業農村整備部長熊谷富夫殿からそれぞれご祝辞を頂戴し、議長に田口久義総代が選出され、平成15年度予算を主とした提出議案23ヶ件を慎重審議され、原案のとおり可決し、午前11時45分閉会しました。



議決事項

- ▼第一号議案 平成十四年度一般会計歳入歳出補正予算の理事会専決処分にかかる報告承認について
- ▼第二号議案 迫川沿岸土地改良区定款の一部変更について
- ▼第三号議案 「定款附属書」迫川沿岸土地改良区役員選挙規程の一部変更について
- ▼第四号議案 迫川沿岸土地改良区規約の一部改正について
- ▼第五号議案 迫川沿岸土地改良区監査細則の一部改正について
- ▼第六号議案 迫川沿岸土地改良区会計細則の一部改正について
- ▼第七号議案 迫川沿岸土地改良区地区除外等処理規程の一部改正について
- ▼第八号議案 財産の処分について
- ▼第九号議案 平成十四年度一般会計歳入歳出補正予算議決について
- ▼第十号議案 平成十四年度特別会計（県営は場整備事業）歳入歳出補正予算議決について
- ▼第十一号議案 長期借入金及び償還方法（県営は場整備事業）の

一部変更について

▼第十二号議案 平成十四年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算議決について

▼第十三号議案 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業実施について

▼第十四号議案 平成十五年度一般会計歳入歳出予算議決について

▼第十五号議案 平成十五年度特別会計（県営・団体営・非補助・県営事業）償還金歳入歳出予算議決について

▼第十六号議案 平準化資金長期借入金及び償還方法について

▼第十七号議案 平成十五年度特別会計（県営は場整備事業）歳入歳出予算議決について

▼第十八号議案 平成十五年度特別会計（農業沼遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出予算議決について

▼第十九号議案 平成十五年度農地転用決済金の徴収額決定について

▼第二十号議案 平成十五年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出予算議決について

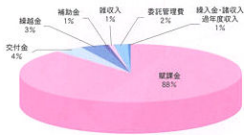
▼第二十一号議案 平成十五年度特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出予算議決について

▼第二十二号議案 平成十五年度賦課金及び用水使用料の徴収について

▼第二十三号議案 換地清算金の徴収方法並びに徴収期限について

平成15年度
一般会計歳入歳出予算額
979,622,000円

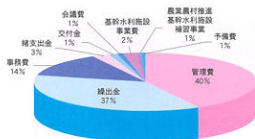
歳入



賦課金	868,070,000円
繰入金	40,200,000円
繰越金	33,830,000円
委託管理費	21,220,000円
補助金	8,090,000円
雑収入	5,497,000円
繰入金・諸収入・過年度収入	2,715,000円

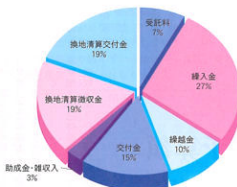
歳出

事務費	134,400,000円
繰出金	358,627,340円
諸支出金	24,930,000円
管理費	410,233,000円
会議費	9,920,000円
交付金	10,637,660円
基幹水利施設事業費	19,700,000円
農業農村推進・基幹水利施設補修事業	4,400,000円
予備費	6,774,000円



平成15年度県ぼ特別会計予算

歳入歳出予算額 29,785,000円

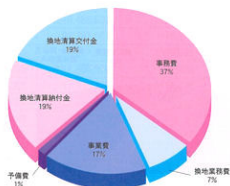


歳入

受託料	2,220,000円
繰入金	8,297,000円
繰越金	2,900,000円
交付金	4,325,000円
助成金・雑収入	782,524円
換地清算徴収金	5,630,238円
換地清算交付金	5,630,238円

歳出

事務費	10,850,000円
換地業務費	2,220,000円
事業費	5,150,000円
予備費	304,524円
換地清算納付金	5,630,238円
換地清算交付金	5,630,238円



特別会計 15年度予算

- 県営・団体営・非補助・県ぼ事業償還金 480,074,539円
- 農地転用決済金積立金 150,220,000円
- 蕨栗沼遊水地事業積立金 95,650,000円

- 財政調整積立金 260,910,000円
- 担い手育成支援事業 78,828,000円
- 職員退職給与積立金 333,185,000円

県営ほ場整備事業城内地区 権利者会議 可決承認

去る3月4日米山町中津山公民館において、県営ほ場整備事業城内地区権利者会議が開催されました。

はじめに、宮城県産産振興事務所農業農村整備部熊谷部長から「これまで農業農村は食料の安定供給、国土環境の保全に加えて国民にゆとりやすさの空間提供など役割を果たしてきました。

このため、土地改良事業の重要性は不可欠であり、今後は環境調和への配慮と地域住民の意見聴取を原則として推進しているところであります。

基幹産業である米・野菜など生産を通して地域経済の発展と競争力強化及び個性的な地域づくりに努めなければならない。」と挨拶があり引き続き本会議議長に木村伸一氏が選任され換地計画決定について審議の結果原案のとおり可決承認されました。

なお、今後のスケジュールについては次のとおりです。



工程		平成15年度								
項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
換地計画審査		*****								
換地計画確定				*****						
公告縦覧					*****					
換地処分通知						*****				
換地処分公告							*****			
変更計画書作成								*****		
変更計画審査									*****	
登記申請										*****

2ha大区画営農

水田営農の更なる大区画化とパイプラインによる水管理の省力化及び暗渠排水、客土による地力増進と耕地の汎用化を実現し、農地利用集積と集団化を図っています。



▶新規就労者認定農家に
よるイチゴ水耕栽培



◀客土工事後の耕耘作業

維持管理

インフォメーション

本田揚水4月24日から**揚水開始に伴うゴミ流しについて**

米山地区 4月15日午前9時 米山機場・山吉田機場

南方地区 4月15日午前9時 山吉田機場

迫地区 4月15日午前9時 西館機場

南方地区 4月15日午後1時 南方機場

水路管理人が、事前に関係各路線の分水並びにゲートの確認を行います但組合員の方もご注意願います。

本田揚水について

4月22日から4月23日までは、日中のみ運転します。

4月24日から8月31日まで本田揚水を行います。

連日24時間運転を行いますが、地域によっては運転を停止したり中干しの実施により休止する場合がありますので、当土地改良区または、機場管理人・地域の役員さん方にお問い合わせ下さい。揚水の終了については、稲の生育状態により延長することもあります。

4月末から5月初めの連休にかけて農作業が集中するため用水不便を来している所もありますが、水路管理人をもって調整し、それでも困難な路線では番水制を取ることもあります。

排水の調整について

降雨量又は用水の残水が多く農作物及び地域に被害が及ぶ恐れがある場合は排水運転します。降雨量が多く排水機場を稼働している場合、用水の供給を止めますのでご理解をお願いします。

水路の清掃と管理について

土地改良区が直接管理するのは幹線支線級の用排水路で、小用・小排水路については、組合員個別に清掃と管理をお願いします。

(用水には気を配り、なかなか排水まで気が回らない方がおられるようですが、排水路まで足を運び漏水がないか確認し堤防決壊等被害が甚大になる前に対処願います。)

…… 用水期間中の休日勤務 ……

○土地改良区事務所 TEL 0220-58-2024

4月26日～29日・5月3日～5日までの間は、日中交替で排水対応します。

○中央制御室 TEL 0220-55-2544

4月24日～8月31日まで昼夜交替で対応します。

平成15年度賦課金及び用水使用料の徴収一覧表

平成15年度賦課金及び用水使用料の徴収について、下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

1 徴収時期及び賦課率

1) 一般賦課金

期 別	発 行 日	納 入 期 限	賦課率
第 1 期	平成15年5月15日	平成15年5月30日	25%
第 2 期	平成15年7月15日	平成15年7月31日	25%
第 3 期	平成15年10月15日	平成15年10月31日	25%
第 4 期	平成15年12月15日	平成15年12月26日	25%

但し、10,000円未満の賦課金は、第1期一括徴収とする。

2) 尼池地区及び用水使用料

尼池地区、用水使用料については、平成15年10月15日発布、平成15年10月31日

(第3期)の納期で100%賦課とする。

2 完納奨励金

特別会計も含め賦課金総額の100分の2。(尼池地区、用水使用料については奨励金を支払わないこととする。)

平成15年度10a当たり賦課金

(単位円)

区 分			10a当り 賦課金	前年度 増 減	区 分	10a当り 賦課金	前年度 増 減
経 常 賦 課 金					県 ぼ 第 4 地 区	6,800	△ 390
事 務 費	田	2,800			県 ぼ 第 6 地 区	5,210	600
	畑	1,400			県 ぼ 第 11 地 区	3,800	40
第 1 地 区		3,900	△ 100		県 ぼ 第 13 地 区	6,580	
第 2 地 区		4,000			県 ぼ 第 3 地 区	3,100	△ 270
排 水 地 区		3,100	△ 100		県 ぼ 第 7 地 区	9,950	
	1/2	1,550	△ 50		県 ぼ 第 8 地 区	6,200	△ 1,140
沼 崎	沼 崎	8,600			県 ぼ 第 9 地 区	8,730	
	大 平 前	2,000			長 地 町 新 田 区	8,850	
内 浦 地 区		6,000			沼 区 地 横 区	6,810	
米 山 地 区		5,800	△ 500		北 浦 地 区	3,750	
特別会計賦課金					西 谷 地 地 区	9,100	△ 80
県 分 担 営 金	第 1 地 区	1,900	△ 40		尼 池 地 地 区	6,600	
	第 2 地 区 田	1,000	△ 30		迫 地 泥 内 区	7,270	
	第 2 地 区 畑	200	△ 10		南 土 手 ノ 内 区	4,240	
県 第 1 地 区	千 貴 区	6,250	420		部 区 茂 伝 治 区	2,900	
	野 谷 地 区	12,200	800		野 谷 地 地 区	2,900	△ 70
沼 崎 地 区	畑 岡 分 区	2,100	△ 970		県 ぼ 特 別 会 計 賦 課 金		
	一 の 曲 分 区	6,550	△ 30		経 常 野 谷 地 地 区	1,800	△ 200
県 ぼ 第 2 地 区		1,650	△ 550		裁 内 地 区	3,000	1,000
県 ぼ 第 5 地 区		2,900	△ 4,190				
県 ぼ 第 10 地 区		6,000	△ 1,710				

用水使用料

(単位円)

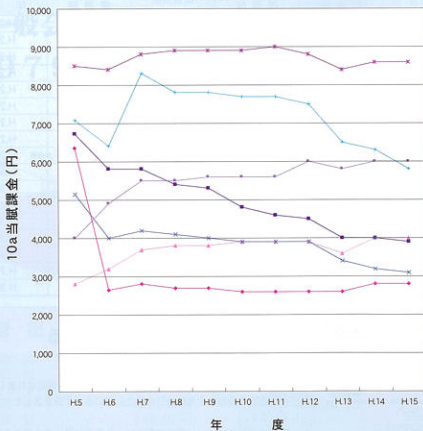
区 分	10a当り 使用料	徴 収 期 限	区 分	10a当り 使用料	徴 収 期 限
事 務 費	2,800	平成15年10月31日限り	排 水 地 区	1,550	平成15年10月31日限り
第 1 地 区	1,950	〃	内 浦 地 区	4,200	〃
第 2 地 区	2,000	〃	米 山 地 区	2,610	〃

年度別賦課金調書

地区名	H.5	H.6	H.7	H.8	H.9	H.10	H.11	H.12	H.13	H.14	H.15
事務費	6,349	2,650	2,800	2,700	2,700	2,600	2,600	2,600	2,600	2,800	2,800
第1地区	6,729	5,800	5,800	5,400	5,300	4,800	4,600	4,500	4,000	4,000	3,900
第2地区	2,800	3,200	3,700	3,800	3,800	3,900	3,900	3,900	3,600	4,000	4,000
排水地区	5,149	4,000	4,200	4,100	4,000	3,900	3,900	3,900	3,400	3,200	3,100
沼崎地区	8,500	8,400	8,800	8,900	8,900	8,900	9,000	8,800	8,400	8,600	8,600
内浦地区	4,000	4,900	5,500	5,500	5,600	5,600	5,600	6,000	5,800	6,000	6,000
米山地区	7,085	6,400	8,300	7,800	7,800	7,700	7,700	7,500	6,500	6,300	5,800

※ H.5は、合併前年度の10a当たり賦課金。事務費については、3土地改良区の事務費を加算し、2分の1に除して算出。
第2地区については、旧道土改の地区外の賦課金を掲載

賦課金推移表



繰上償還の実施について

県営は場整備事業の完了に伴い、借入金の繰上償還を下記により実施することになりましたので、希望者は改良区に米所の手続き願います。(遠隔地の方は、電話・郵便等で連絡下さい。)

1 申請期間

平成15年5月1日から平成15年5月30日まで

2 繰上償還額

下記のとおり(10a当たり償還額は、若干変更になる場合があります。)

3 繰上償還の徴収時期及び方法

農林金融公庫の承認後別途通知します。

尚平準化事業に取り組んでいる地区(千貫区、野谷地区、一の曲分区、第6地区、第11地区)については、繰上償還の対象とはなりません。

対象地区名	借入残元金		繰上償還しない場合		
	繰上償還 対象額	10a当り 償還額	償還金額	10a当り 償還額	最終償還 年 度
畑 岡 分 区	11,820,922	15,525	13,581,728	17,837	H.26
第 2 地 区	59,393,682	13,986	68,090,327	16,034	H.25
第 5 地 区	49,662,933	14,110	55,540,771	15,780	H.24
第 4 地 区	49,525,713	21,913	55,127,846	24,391	H.26
第13地区	116,112,004	111,713	152,077,622	146,316	H.26
第 3 地 区	50,756,589	16,673	56,604,485	18,594	H.27
第 7 地 区	514,160,845	51,208	618,488,502	61,599	H.27
第 8 地 区	85,299,336	14,169	92,781,067	15,411	H.27
第 9 地 区	9,078,596	13,341	10,227,702	15,030	H.26
町新田区	14,241,234	85,815	16,866,679	101,635	H.32
地 粮 区	14,781,119	94,355	17,395,705	111,045	H.32
北 浦 地 区	52,021,810	94,684	62,037,401	112,914	H.33
泥 内 区	48,184,881	102,180	59,917,169	127,059	H.34
土手の内区	17,939,097	68,363	22,420,606	85,441	H.34
茂 伝 治 区	3,334,176	47,725	4,182,262	59,885	H.34
第10地区	47,512,310	13,708	55,050,679	15,883	H.27
野谷地区	106,497,094	49,241	130,931,149	60,538	H.36



ホームページでつなげる みどり 水土里のネットワーク

2003年4月土地改良区のホームページが遂に開設されました。土地改良区の役割や土地改良区の果たしていること等をまじめに掲載しています。

まずは一度クリックしてみてください。今までと違った土地改良区の発見ができるかも・・・?

URL <http://www.hakuendo.dyndns.org>

諸変更手続きは、速やかをお願いします。

組合員資格得喪届出を

1. 土地の移動があったとき

地区内にある農地を売買あるいは受委託等により移動したとき。

2. 名義や住所に変更があったとき

組合員の方が死亡されたとき。あるいは経営を移譲されたとき。または住所を変更されたとき。

3. 農業者年金を受給されるとき

使用貸借や一括贈与、または、第3者に移譲されたとき。

4. 農地を農地以外のものに転用したとき

地区内にある農地を宅地や畑等に転用したとき。あるいは道路等公共用地に買収されたとき。

5. 開田を作付けまたは休耕したとき

作付けしていた開田を休耕したとき。あるいは休耕していた開田を作付けしたとき。

6. 振替口座の移動等があったとき

組合員の方が死亡されたとき。あるいは経営を移譲し振替口座が変更になったとき。

◎ 農地転用をされた場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。

平成15年農地転用決済金

地 区 名		10a 当たり決済金	地 区 名		10a 当たり決済金	
事 務 費	田	53,320円	第 2 地 区		13,988円	
	畑	26,660円	第 3 地 区		16,687円	
第 1 地 区		83,320円	第 3 地 区 畑		3,337円	
第 2 地 区		76,600円	第 4 地 区		21,923円	
排 水 地 区		70,000円	第 5 地 区		14,128円	
沼崎地区	沼 崎	172,660円	第 6 地 区		55,321円	
	大 平 前	40,000円	第 7 地 区		51,243円	
内 浦 地 区		118,660円	第 7 地 区 畑		10,248円	
米 山 地 区		135,320円	第 8 地 区		14,171円	
県 事	第 1 地 域	7,295円	第 8 地 区 畑		2,834円	
	第 2 地 域 田	2,619円	第 9 地 区		13,346円	
営 業	第 2 地 域 畑	523円	第 9 地 区 畑		2,669円	
	西 谷 地 地 区	38,839円	第 10 地 区		13,712円	
西 谷 地 地 区 (畑)		7,767円	第 11 地 区		92,872円	
県 第 1 地 区	千 分 貴 区	25,225円	第 13 地 区		111,753円	
	野 谷 地 区	28,354円	農 地 町 新 田 区		86,310円	
	畑 岡 分 区	15,533円	沼 地 地 粮 区		101,987円	
	一 の 曲 分 区	98,652円	北 浦 地 区		94,757円	
迫 地 南 部 区	泥 内 区	102,303円	平 準 化 事 業	第 地 一 区	千 貴 区	13,956円
	土 手 内 区	68,469円			野 谷 地 区	22,333円
	茂 伝 治 区	47,767円		一 の 曲 分 区	24,103円	
	野 谷 地 地 区	51,597円		第 6 地 区	34,573円	
	城 内 地 区	55,153円		第 10 地 区	11,988円	
	尼 池 地 区	37,838円		第 11 地 区	24,709円	

水難事故防止に

ご協力を！

今年も四月二十二日から本田
揚水が一齐に開始され、各用排
水路が満水になり非常に危険な
状態が続きます。

本土改良区では、水難事故
防止のため安全施設等の整備や
幼稚園、小学校へ呼びかけ事故
防止に万全を尽くしていますが、
家族・地域みんなで水難事故防
止にご協力をお願いします。



追川沿岸土地改良区
南方町



しない させない
ゴミの不法投棄!

年々水路等にゴミが不法に投
棄され、水質汚濁、管理施設の
故障等を来し、管理費の増大
につながっています。
土地改良施設は、組合員はも
とより地域の大切な財産です。
ゴミを絶対に捨てない捨てさせ
ないよう皆様の御理解ご協力を
お願いします。

表彰紹介

宮城県土地改良事業

団体連合会

会長功労者表彰

去る三月二十五日宮城県土地

改良事業団体連合会第四十四回
通常総会の席上において、土地
改良功労者として当土地改良区
の職員が会長表彰を受賞したの
で紹介いたします。

会計課会計係主査

石山 よみ子

事業課第二維持係技術主査

菅間 英樹

総務課庶務兼管財係主査

佐藤 紀代美

事業課換地係主査

小野寺 誠毅

人事往来

▽部落連絡委員

石川 輝雄(中沢)

星 仁(坂戸)

鈴木 守(細川)

加藤 孝二(大袋)

小野寺 恵二(菅上)

▽職員

平成十五年四月一日付

・会計課課長兼会計係長

遠藤 富士男

・会計課会計係主査

(会計課課長)

・会計課会計係主査

石山 よみ子

・会計課会計係主査

(会計課会計係主事)

・事業課第二維持係主査

菅原 力

・事業課事業係主査

加藤 公恵

・事業課事業係主査

(会計課会計係長)

・事業課第一維持係主査

安倍 良則

・事業課第二維持係主査

菅間 英樹

・事業課第二維持係主査

(事業課第二維持係主事)

・事業課換地係主査

小野寺 誠毅

・宮城県土地改良事業団体連合会出向

渋谷 秀樹

はい 水と土のネットワーク
はさがわです。

前号の広報で紹介しましたが、21世紀土地改良区
創造運動の一環として全国の土地改良区の愛称が昨年
「水と土のネットワーク」と発表されました。

それを受け、当土地改良区においても今後水と土の
ネットワークの愛称を広く使用することとしました。まず電話の
対応について「はい 水と土のネットワークはさがわです。」
と応対しています。

この愛称が早く住民の皆様へ定着し、土地改良区が
親しみのある団体となるよう努力して参りますので
よろしくお願ひいたします。